

令和7年度クルーズ船寄港地観光造成トライアル補助金交付要項

(趣旨)

第1条 公益社団法人熊本県観光連盟会長（以下「会長」という。）は、熊本県内観光地への更なる誘客促進や観光消費の拡大、県内周遊の促進を図るため、旅行会社等が造成・販売する、「熊本県内を目的とする寄港地観光ツアー」の経費の一部に対し、予算の範囲内で「クルーズ船寄港地観光造成トライアル補助金（以下「補助金」という。）」を交付するものとする。

(定義)

第2条 本要項における「熊本県内を目的とする寄港地観光ツアー」とは、次の各号を満たすものとする。

- (1) 補助金交付要項の施行日（令和7年（2025年）7月29日）から令和8年（2026年）2月27日までに造成し販売されたもの
- (2) 熊本県内の港を発着地とするもの
- (3) 「クルーズ NAVI（八代港）」にツアー情報が掲載されていること（※）
※くまモンポートやつしろを発着地とするツアーのみ
- (4) 別表に掲げる体験型コンテンツのうち、交付申請時点で令和7年度に初めて（※）
ツアーに盛り込むコンテンツが1つ以上組み込まれていること
※「初めて」の定義は、船単位とする。

2 本要項における「地元ガイド」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 熊本県内在住の観光ガイド
- (2) 熊本県内在住の通訳案内士
- (3) 熊本県内のガイド団体に所属する観光ガイド

3 本要項における「旅行会社等」とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条に定める旅行業又は旅行サービス手配業を営み、「熊本県内を目的地とする寄港地観光ツアー」を造成し、クルーズ船社に対して同ツアーを造成及び販売する者とする。

(補助金対象経費及び補助対象者)

第3条 クルーズ船で販売及び提供される「熊本県内を目的地とする寄港地観光ツアー」のうち、補助金の対象となる経費及びこれに対する補助率（補助上限額）は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	内容	補助率	補助上限額
① 体験型コンテンツの利用に係る経費	別表に掲げる県内の体験型施設等の利用に係る経費 (例：列車チャーター、和太鼓体験等)	10/10	300千円 (1ツアーアタリ)

②	地元ガイド派遣に係る 経費	県内観光地を案内できる地 元ガイドを活用する際の派 遣費用	10/10	50千円 (1ツアーアタリ)
---	------------------	-------------------------------------	-------	-------------------

※ 1つのツアー内で複数の①が含まれている場合は、それらの合計額をもって補助上限額を適用する。②も同様の扱いとする。

※ 同一のツアーを複数の寄港時に催行する場合は、それらの合計額をもとに上限額を判断する。

2 補助対象者は、第2条第3項に定める者とする。

(交付申請)

第4条 補助金を申請する者（以下「申請者」という。）は、補助対象となる「熊本県内を目的地とする寄港地観光ツアー」の催行日の14日前までに、次の書類を会長に提出しなければならない。

（1）交付申請書（別記様式第1号）

（2）「熊本県内を目的地とする寄港地観光ツアー」企画書（任意様式）

（3）ツアーチャート（別記様式第2号）

（4）交付対象経費の内容及び金額が確認できる書面（見積書等）

※ 第3条第1項②を申請する場合は、地元ガイドを証する書類の写しを添付

（5）船社との契約書類

※ 第4条第1項（2）を船社に販売したことが分かる書類

（6）誓約書（別記様式第3号）

（7）交付申請対象船舶において令和7年（2025年）4月1日以降に催行したツアーチャート

2 前項で定める提出は、電子メールにてPDF形式で行うものとする。

(交付決定)

第5条 会長は、前条による規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適當と認めるときは、交付決定（別記様式第4号）し、申請者に通知するものとする。

2 前項で定める通知は、電子メールにてPDF形式で行うものとする。

(変更申請及び申請取下げ)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、交付決定を受けた内容に変更が生じた場合は、変更承認申請書（別記様式第5号）を速やかに会長へ提出しなければならない。

2 前項で定める提出は、電子メールにてPDF形式で行うものとする。

3 会長は、第1項の変更承認申請書を受理した場合は、変更内容を審査し、適當と認めるときは、補助金変更交付決定（別記様式第6号）し、申請者に通知するものとす

る。

- 4 前項で定める通知は、電子メールにてＰＤＦ形式で行うものとする。
- 5 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、交付決定を受けた内容に変更が生じ、第3条第1項及び第2項の規定に該当しなくなった場合は、申請取下げ書（別記様式第7号）を速やかに会長へ提出しなければならない。
- 6 前項で定める提出は、電子メールにてＰＤＦ形式で行うものとする。
- 7 前5項の規定による申請取下げがあったときには、本申請はなかったものとみなす。

（実績報告及び請求）

第7条 申請者は、交付決定を受けた「熊本県内を目的地とする寄港地観光ツアー」を催行後30日以内又は令和8年（2026年）2月27日のいずれか早い日までに、次の書類を会長に提出しなければならない。

（1）実績報告書（別記様式第8号）

（2）交付申請時に添付した書類のうち、実績として修正した第4条第1項(2)～(4)の書類

※第4条第1項（4）の書類は、補助対象経費ごとに領収書等の写しを添付

※天候等の不可抗力や最少催行人数に達しなかったために催行できず、キャンセル料等が発生した場合には、その領収書等の写しを添付

（3）補助金請求書（別記様式第9号）

- 2 前項で定める提出は、電子メールにてＰＤＦ形式で行うものとする。

（交付確定及び交付）

第8条 会長は、前条による補助金の実績報告及び請求があった場合は、内容を審査し、適當と認めるときは、補助金の額の確定を行い、交付確定（別記様式第10号）し、申請書に通知し、補助金を交付するものとする。

- 2 前項で定める通知は、電子メールにてＰＤＦ形式で行うものとする。

（状況報告及び調査）

第9条 会長は、必要に応じて申請者から補助対象事業について報告を求め、又は調査することができる。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第10条 会長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は変更することができる。既に補助金が交付されているときは、その一部又は全部を返還させることができる。

（1）申請、報告事項その他に虚偽があった場合

（2）申請、報告事項その他に変更が生じ、補助金を交付することが適当でないと会長

が認めたとき

(3) その他、補助金を交付することが適当でないと会長が認める事由があったとき

(価格設定に関する規定)

第11条 補助金は事業者の負担軽減を目的とし、次の各号のとおりエンドユーザーへの販売価格には反映させないものとする。

- (1) 補助金は企画・運営費用の一部を補填するものであり、ツアー販売価格の割引に使用してはならない。
- (2) 船社への提案価格設定に補助金額を反映させないこと。
- (3) ツアー料金の設定に関し、補助金の適用前後で価格変動がないこと。

(情報管理及び秘密保持)

第12条 申請者は、補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

2 本条の規定は補助対象事業の完了後（補助対象事業の廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

(補助金の経理)

第13条 申請者は、補助対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

2 申請者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助対象事業の完了日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 本要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本要項は、令和7年（2025年）7月29日から施行する。